

議案第 11 号

取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例について

取手市地域医療審議会条例（昭和 51 年条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

地域医療審議会の所掌事項である予防接種業務に伴う事故発生に対する調査及び補償に関する事等は、医学的な専門性が高く、かつ、迅速に調査等を行う必要性があることを踏まえ、審議会内に少人数の部会を設置し、円滑な調査の実施を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例

取手市地域医療審議会条例(昭和51年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員会に委員長及び副委員長を置き、当該委員会に属する委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>4 <u>委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議の議長となる。</u></p> <p>5 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>6 <u>委員会の会議は、委員長が招集する。</u></p> <p>7 <u>前条第2項及び第3項の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「審議会」とあるのは、「委員会」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第8条 <u>審議会に、その所掌事項(第2条第3号及び第4号に規定する事項に限る。)を分掌させるため、その指名する委員7人以内をもって構成する部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p>3 <u>部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。</u></p> <p>4 <u>部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u></p>	<p>(委員会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。</u></p> <p>(委員会の会議)</p> <p>第8条 <u>委員会は、委員長が招集する。</u></p> <p>2 <u>委員会の運営に関しては、第6条第2項及び第3項を準用する。</u></p>

- | | |
|---|--|
| <p>5 <u>審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</u></p> <p>6 <u>部会の会議は、部会長が招集する。</u></p> <p>7 <u>第6条第2項及び第3項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「審議会」とあるのは、「部会」と読み替えるものとする。</u></p> | |
|---|--|

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。